

事業シート（概要説明書）

事業名	労働相談事業	開始年度	昭和22年度
主要施策名	雇用の確保と安心して働くことのできる労働環境づくり	担当部名	商工労働部
根拠法令	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条	担当課名	労働雇用課
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	担当係名	勤労者支援係
目的（必要性） （実施の背景・何をどうするために）	中小企業・未組織労働者等のセーフティネットとして、労働相談を実施し、労使間に生じたトラブルの解決のための支援を行う。		
目指すべき姿 （何がどうなれば達成か）	労働組合に属していない未組織労働者や中小企業等のセーフティネットとして、労使間トラブルの解決を図る。		
対象 （誰・何を対象に）	県内在住の全ての労働者、使用者（「平成22年国勢調査抽出速報集計」における長野県内の就業者数1,081,200人）		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）		
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）		
事業内容 （手段、手法など）	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）		
	<p>労政事務所に中小企業労働相談所を付置し、労働相談に応じている。</p> <p>○ 労働相談員（嘱託）の設置…常勤・専任の労働相談員を配置 9,153千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容 雇用、賃金、労働組合、パワーハラスメント等の一般的な労働相談に対応。 ・実施場所：労政事務所（県下4か所） 東信労政事務所 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内 南信労政事務所 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内 中信労政事務所 松本市島立1020 松本合同庁舎内 北信労政事務所 長野市南長野南県町686-1 長野合同庁舎内 ・労働相談員設置状況 東信労政事務所 1名 南信労政事務所 1名 中信労政事務所 1名 北信労政事務所 1名 ・労働相談開設日等 相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 ・労政事務所組織経緯 昭和41年 9所から6所に統合 昭和61年 4所2分室 平成18年 4所6分室を地方事務所に付置 平成19年 4所1分室1駐在 平成21年 諏訪分室・飯田駐在を統合、4所体制（現在に至る） <p>○ 特別労働相談員の設置…弁護士等を特別労働相談員に委嘱 241千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容 特に高度な法律的知識、専門的なメンタルヘルス、人事労務管理に関する知識を要する労働相談に対応。 <p>○ 巡回労働相談所・勤労者心の相談室の実施…市町村と連携し、地域に出向いて行う「巡回労働相談所」、メンタルな相談に対応する「勤労者心の相談室」を実施 （経費は上記2項目に含まれる）</p> <p>※金額は平成22年度決算額</p> <p>【関連事業】 労働教育講座事業（商工労働部） ・安定した労使関係の形成と勤労者福祉の向上に資することを目的として、労働者、使用者等を対象に、労働に関する知識と理解を深めるための講習会等を実施する。</p>		

事業概要

※細事業がある場合は、事業費とともに記載

※関連事業がある場合は、事業名、所管部局名を記載

事業シート（概要説明書）

事業名		労働相談事業				開始年度		昭和22年度		
		23年度（予算）千円	22年度（決算）千円	21年度（決算）千円	20年度（決算）千円					
事業コスト	事業費	報酬	9,110	8,194	8,640			12,626		
		共済費	1,337	1,154	1,080			1,612		
		旅費	100	35	72			68		
		使用料	0	0	0			99		
		負担金	14	11	11			16		
		事業費合計(A)	10,561	9,394	9,803			14,421		
	(A)の財源内訳	国庫支出金	国庫支出金の内容：							
		その他	52	33	0			50		
			その他の内容：諸収入							
		一般財源	10,509	9,361	9,803			14,371		
人件費(B)		1.0人	8,362	1.0人	8,362	1.0人	8,492	1.0人	8,582	
総事業費(A)+(B)		18,923	17,756	18,295			23,003			
事業実績	【活動指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度				
	活動実績		労働相談件数	件	1,018	1,499	1,822			
			労働相談員	人	4	4	6			
			労働相談実施箇所数	所	4	4	6			
効率指標		労働相談事業 (総事業費 / 労働相談実施箇所数)	千円/箇所	4,439.00	4,574.00	3,834.00				
事業成果	【成果指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度				
	成果実績 (事業目標達成状況)									
	【その他の成果実績】		・1,018件の労働相談に対し、労政事務所の常勤・専任の労働相談員が相談に応じた。さらにこのうち高度で専門的な相談については、弁護士等の特別労働相談員がアドバイスを行い、トラブルの解決に当たった。							
成果指標設定理由										
事業の自己評価 (評価及び今後の事業の方向性・課題等)		・労働相談の内容は複雑化・多様化・深刻化していることから、労働組合に属していない未組織労働者や中小企業のセーフティネットとして、労働相談窓口を引き続き設置し、労使間のトラブルの未然防止を図っていく必要がある。								
備考 (比較参考値、事業の沿革等)		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和22年 労政事務所を設置。 ・昭和30年 労働事務次官通達「中小企業労働相談機能の強化について」に基づき、中小企業労働相談所を付置。 ・労働相談窓口を設けて労働相談に対応している都道府県：41(87.2%) 								

労働相談事業について

事業名	労働相談事業
目的	中小企業・未組織労働者等のセーフティネットとして、労働相談を実施し、労使間に生じたトラブルの解決のための支援を行う。
根拠法令	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条 (地方公共団体の施策等) 第20条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとする。
実施場所	長野県労政事務所（県下4ヵ所 東信・南信・中信・北信） 労働相談員（嘱託）各所1名。
相談窓口の推移 （労政事務所組織の見直し経緯）	昭和41年 9所から6所に統合 昭和61年 4所2分室 平成18年 4所6分室を地方事務所に付置 平成19年 4所1分室1駐在 平成21年 諏訪分室・飯田駐在を統合、4所体制（現在に至る）
相談件数の推移	別紙のとおり

平成22年度労働相談受付状況(年度計)

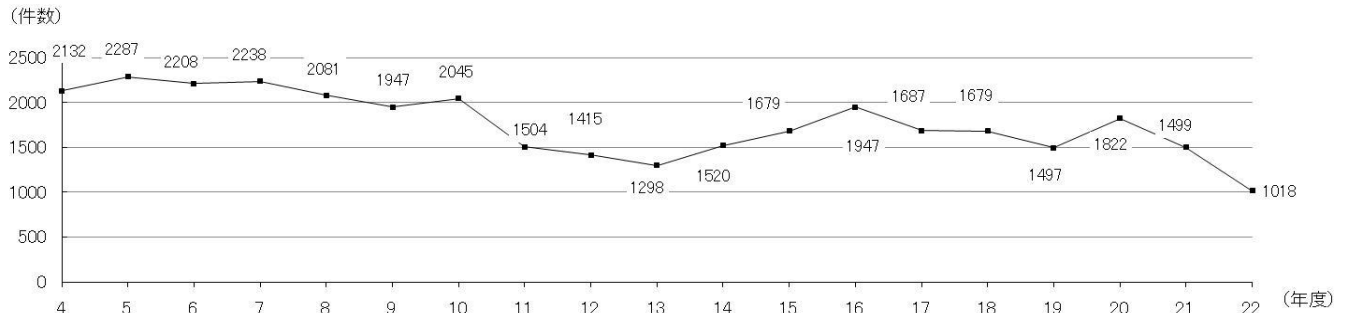
相談内容別、規模別、労使別相談 相談内容別、規模別、労使別相談件数

県計

相談内容	規模別件数					合計件数	労働者計						使用者	21年度 合計件数
	規模ほか	30人未満	30~ 99人	100~ 299人	300人以上		不明	正社員	パート	アルバイト	派遣社員	嘱託等		
労働組合及び労使関係に関すること	10	6	1	2	10	29	22	20	1	0	0	0	7	47
労働組合の結成、組織、活動	2	2	0	0	2	6	6	6	0	0	0	0	0	7
労使協議制	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2
労働協約	0	1	0	1	0	2	2	2	0	0	0	0	0	6
団体交渉	1	0	1	0	1	3	1	1	0	0	0	0	2	14
不当労働行為	2	0	0	0	2	4	3	3	0	0	0	0	1	5
争議行為	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
その他	5	1	0	1	5	12	9	7	1	1	0	0	3	11
労働条件に関すること	259	80	26	26	197	588	541	360	105	42	17	17	47	861
就業規則	22	13	0	3	9	47	42	30	7	3	1	1	5	65
賃金	79	19	4	3	55	160	150	107	20	15	6	2	10	216
労働時間、休日・休暇	42	15	8	5	41	111	102	62	28	8	2	2	9	135
安全衛生	1	1	1	0	2	5	4	3	1	0	0	0	1	5
解雇、退職勧奨	42	11	3	6	35	97	88	66	11	3	3	5	9	205
退職、退職金	36	10	4	8	31	89	86	59	19	5	0	3	3	98
その他	37	11	6	1	24	79	69	33	19	8	5	4	10	137
雇用に関すること	5	6	4	1	11	27	20	13	4	0	2	1	7	34
人材の確保	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
定年制、退職管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
配置転換	4	4	2	1	5	16	15	9	4	0	2	0	1	15
高齢者の採用	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	2
障害者の雇用	1	1	2	0	0	4	2	2	0	0	0	0	2	2
その他	0	0	0	0	4	4	3	2	0	0	0	1	1	12
職業能力開発に関すること	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4
公共職業訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
企業内職業訓練	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
企業外職業訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
勤労者福祉に関すること	53	16	4	5	47	125	115	76	15	13	5	6	10	183
労働保険	32	8	1	5	32	78	73	49	10	9	2	3	5	127
社会保険	19	5	3	0	13	40	36	22	5	3	3	3	4	43
退職金共済制度、財形制度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福利厚生	0	2	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	2
その他	2	1	0	0	2	5	4	3	0	1	0	0	1	9
男女雇用機会均等に関すること	2	3	1	1	6	13	10	7	2	0	1	0	3	19
均等待遇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
セクシュアルハラスメント	0	0	0	0	4	4	4	2	1	0	1	0	0	13
育児休業・介護休業	1	3	1	1	2	8	6	5	1	0	0	0	2	5
その他	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
外国人労働者問題	0	0	0	0	4	4	4	0	0	2	2	0	0	6
その他の問題に関すること	82	34	15	6	94	231	216	150	37	9	9	11	15	345
職場の人間関係	17	10	6	0	14	47	42	23	15	2	2	0	5	59
パワーハラスメント	11	8	5	0	18	42	42	35	4	0	1	2	0	73
苦情処理	0	5	0	0	1	6	6	3	2	0	1	0	0	5
損害賠償	13	4	0	0	10	27	26	20	2	2	2	0	1	39
その他	41	7	4	6	51	109	100	69	14	5	3	9	9	169
合計	412	145	51	41	369	1,018	928	626	164	67	36	35	90	1,499

注)「1 相談内容別、規模別、労使別相談件数」は相談内容の延件数、「2 産業別、規模別、労使別相談件数」は実数のため一致しません。

《労働相談件数の推移》



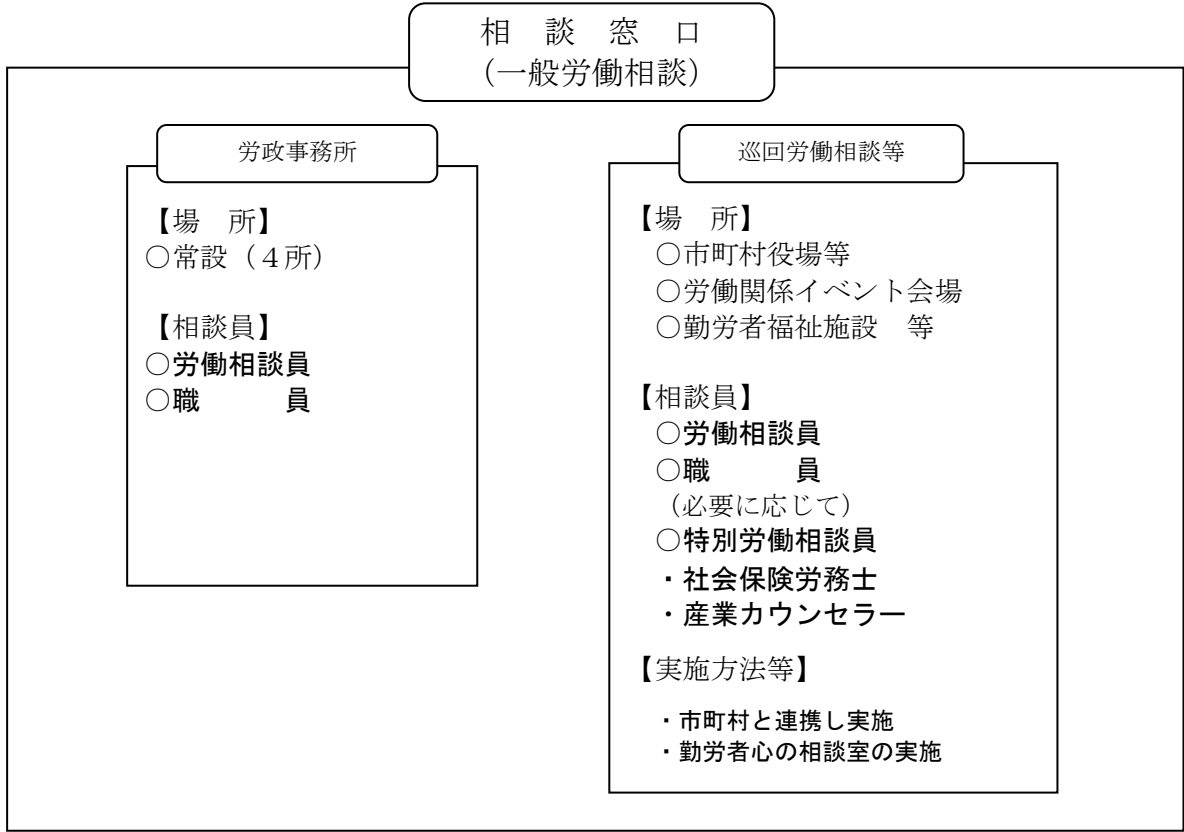
労働相談の状況について

1 年度別受付状況

年度 内容	17		18		19		20		21		22	
	件数	対前年度比	件数	対前年度比	件数	対前年度比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比
労働組合等	36	50.7%	81	225.0%	34	42.0%	58	170.6%	47	81.0%	29	61.7%
労働条件 (うち解雇)	1,153 (159)	80.3% 78.7%	1,076 (158)	93.3% 99.4%	967 (170)	89.9% 107.6%	1,200 (318)	124.1% 187.1%	861 (205)	71.8% 64.5%	588 (97)	68.3% 47.3%
人事・労務	42	107.7%	62	147.6%	36	58.1%	59	163.9%	34	57.6%	27	79.4%
勤労者福祉	170	114.9%	162	95.3%	146	90.1%	200	137.0%	183	91.5%	125	68.3%
男女雇用機会均等	23	121.1%	24	104.3%	23	95.8%	20	87.0%	19	95.0%	13	68.4%
その他 (うち人間関係)	263 (49)	111.9% 74.2%	274 (77)	104.2% 157.1%	291 (50)	106.2% 64.9%	285 (48)	97.9% 96.0%	355 (59)	124.6% 122.9%	236 (47)	66.5% 79.7%
合計	1,687	86.6%	1,679	99.5%	1,497	89.2%	1,822	121.7%	1,499	82.3%	1,018	67.9%

※労働相談窓口数はH20まで6箇所、H21から4箇所

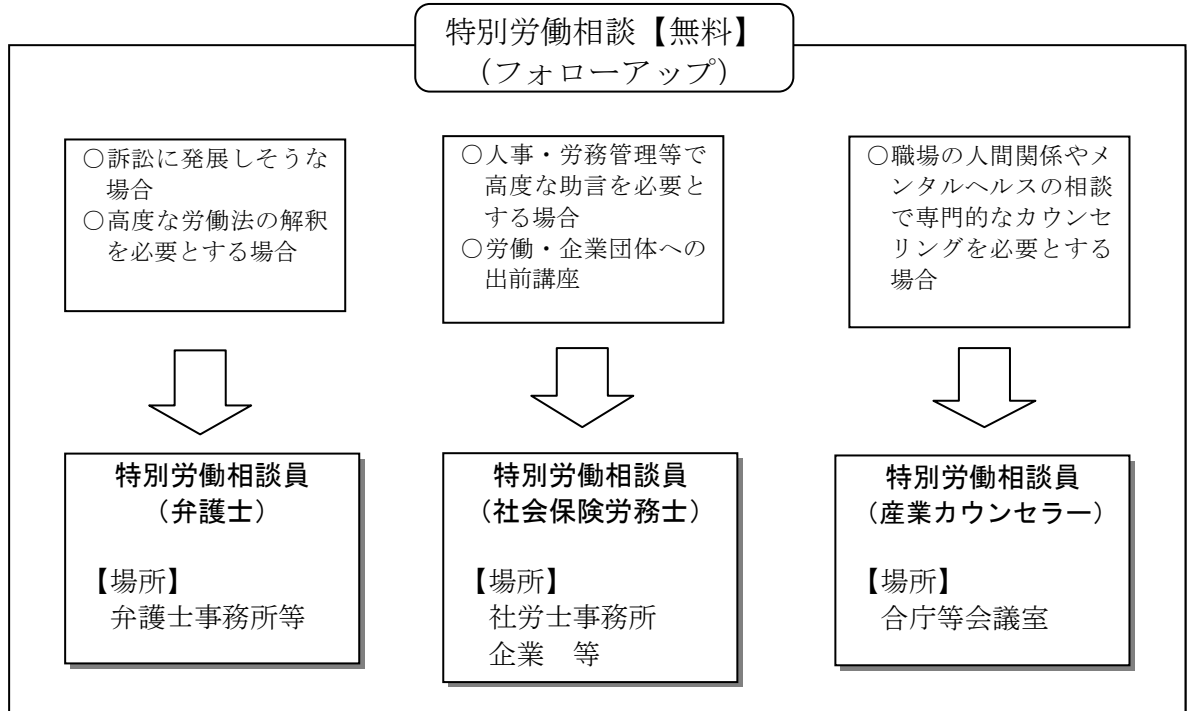
平成 23 年度労働相談体制



↓

専門家による援助が必要と認められる場合

↓



組織再編に伴う労政事務所の変遷

(S61年度～H17年度) (H18年度) (H19年度～20年度) (H21年度～)

○所配置数

4所2分室

東信労政事務所
(所長1名、職員3名
相談員1名)

南信労政事務所
(所長1名、職員3名、
相談員1名)

南信労政事務所
岡谷分室
(分室長1名、職員2名)

南信労政事務所
飯田分室
(分室長1名、職員1名
相談員1名)

中信労政事務所
(所長1名、職員4名
相談員1名)

北信労政事務所
(所長1名、職員3名、
相談員1名)

地方事務所に付置 4所6分室

東信労政事務所 (所長ほか職員2名兼務、 相談員1名)	上小地方事務所に付置 【産業労働TL→所長兼務】 【産業労働T内の振興・労働U】
東信労政事務所佐久分室 (分室長ほか職員3名兼務)	佐久地方事務所に付置 【産業労働 TL→分室長兼務】 【産業労働 T内振興・労働U】

南信労政事務所 (所長ほか職員3名兼務、 相談員1名)	上伊那地方事務所に付置 【産業労働 TL→所長兼務】 【産業労働 T内の振興・労働U】
-----------------------------------	---

南信労政事務所岡谷分室 (分室長ほか職員2名兼務 相談員2名)	諏訪地方事務所に付置 (事務所2か所:諏訪市、岡谷市) 【産業労働 TL→分室長兼務】 【産業労働 T内振興・労働U】
---------------------------------------	--

南信労政事務所飯田分室 (分室長ほか職員2名兼務、 相談員1名)	下伊那地方事務所に付置 【産業労働 TL→所長兼務】 【産業労働 T内の振興・労働U】
--	---

中信労政事務所 (所長ほか職員4名兼務、 相談員1名)	松本地方事務所に付置 【産業労働 TL→所長兼務】 【産業労働 T内の振興・労働U】
-----------------------------------	--

中信労政事務所大町分室 (分室長ほか職員4名兼務)	北安曇地方事務所に付置 【産業労働 TL→分室長兼務】 【産業労働T】
------------------------------	---

中信労政事務所木曾分室 (分室長ほか職員4名兼務)	木曾地方事務所に付置 【産業労働 TL→分室長兼務】 【産業労働T】
------------------------------	--

北信労政事務所 (所長ほか職員4名兼務 相談員1名)	長野地方事務所に付置 【産業労働 TL→所長兼務】 【産業労働 T内の振興・労働U】
----------------------------------	--

北信労政事務所中野分室 (分室長ほか職員5名兼務)	北信事務所に付置 【産業労働 TL→分室長兼務】 【産業労働T】
------------------------------	--

4所1分室1駐在

東信労政事務所
(所長1名、職員2名
相談員1名)

南信労政事務所
(所長1名、職員1名
相談員1名)

南信労政事務所
諏訪分室
(分室長1名、職員1名
相談員1名)

南信労政事務所
飯田駐在
(駐在員1名、相談員等
2名)

中信労政事務所
(所長1名、職員3名
相談員1名)

北信労政事務所
(所長1名、職員3名
相談員1名)

4所

東信労政事務所
(所長1名、職員2名
相談員1名)

南信労政事務所
(所長1名、職員4名
相談員1名)
※H22から職員3名

中信労政事務所
(所長1名、職員3名
相談員1名)

北信労政事務所
(所長1名、職員3名
相談員1名)

○職員配置数

(平成17年度)

職員数 22名
労働相談員 5名

※TL:チームリーダー(課長)

T :チーム(課)

U :ユニット(係)

(平成19～20年度)

職員数 16名
労働相談員7名
(一般行託1名を含む)

(平成21年度～)

職員数 平成21年度 16名
平成22年度～ 15名
労働相談員4名
(平成21年度～)

事業番号	4-6	事業名	労働相談事業	担当部課名	商工労働部労働雇用課
------	-----	-----	--------	-------	------------

県民判定人による評価

仕分け結果		要改善				県民判定人総数	20	
仕分け区分	行政の関与不要	抜本的見直し (ゼロベース見直し)	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充	
	1	1	国	市町村	その他			
			4	0	0	8	6	
県民判定人の主な評価シートコメント	仕分け結果と同じ判定	<p>【要改善】 <事業の手法、内容の一部見直し(事業費は現行どおり)> (5) ・中間、公平な相談の場としての役割をもっと充実させてほしい。広報も必要である。 ・新社会人へのワーキングセミナーの充実を図るべき。相談窓口を増やした方が良いのではないか。 ・相談窓口の難しさは費用対効果に反映されない。来所された人が電話での匿名者か相談者の内容が明示されていない。ワンストップで行える業務窓口にするべき。電話案内を充実させるべき。気楽相談室としては素晴らしいが、国とか他の機関と重複しないよう充実させてほしい。 ・開催日の改善等より相談しやすい機関になっていただきたい。長野に統合し、土日開設で十分かもしれない(対面が少ない)。 <事業の手法、内容の一部見直し(事業費を縮減すべき)> (3) ・相談員に対する報酬が多いと思う。相談できる場所があることも知らない方が多数いると思うので、広報に努めてほしい。 ・県の労働相談があることを知らなかった。相談窓口はそんなに多くなくてもいいと思う。県で一つ窓口があれば良いと思う。 ・労働組合のない人たちも気軽に相談できる窓口を多く増やしていただきたい。</p>						
	上記以外	<p>【現行どおり・拡充】 <事業内容、事業費ともに現行どおり継続すべき> (4) ・他の機関と連携して相談者に対し全力サポートしてほしい。この存在を多く知らせることから取り組んでほしい。ネットでメール相談したり手軽に利用できるようにすべきだと思う。 ・労政事務所は労働基準監督署と連携を強化して弱者を救済しなければ法律を作る意味がない。 ・労働トラブルについて相談する窓口は必要。国のサービス、県のサービスそれぞれ特色があると思うが地域に密着した観点から窓口が必要。県民に相談窓口があることをアピールする。相談件数が少ないのは、相談窓口があることを知らないからではないかとも思った。 ・今まで労政事務所の存在を知らなかった。県民の多数の方がやはり知らないと思う。労働相談は重要なことであるのもっとPRしてもよい。 <事業内容は現行のまま事業費を拡充すべき> (1) ・労働基準監督署では相談できないような相談もできると思うので、今後も事業を継続すべきと思う。ただし公務的に行うのではなく、相談者のニーズに応えられるような運営時間を延長するなど相談者が相談しやすいよう改善していくべきと思う。4箇所にしたのはおかしい。もっと窓口を増やすべきだと思う。 <事業内容を見直して事業費を拡充すべき> (1) ・相談窓口の周知をもっと図るべき。 【役割分担見直し】 <国が実施> (4) ・労働基準監督署等が行うべき業務。労働基準監督署と連携して県が関与しなくても良い。 ・国と県、市町村等組織的に労働相談を統合して事業費を縮減すべきだと思う。 ・労働者であれば労働相談で思い浮かぶのは労働基準監督署ではないか。労働基準監督署から労政事務所に紹介されるのはどのような事例なのか。HPの来場者数はどうか、そのようなデータがなければ、存在意義があるのか疑問に思う。 【行政の関与不要】 <行政の役割終了、税投入の必要なし(民間実施)> (1) ・労働相談は県の仕事にしなくてもよいと思う。 【抜本的見直し】 <一旦白紙に戻して見直すべき>(1) ・労働基準監督署のことは知っているけど、この事業のことは知らなかった。もっと企業に広めたらどうか。</p>						

【参考】仕分け人の意見

仕分け人の意見		仕分け人総数				6	
仕分け区分	行政の関与不要	抜本的見直し (ゼロベース見直し)	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
	0	0	国	市町村	その他		
			0	1	0	5	0
仕分け人の主な評価	<p>【要改善】 <事業の手法、内容の一部見直し(事業費は現行どおり)> ・国との違いを明確にする。相談に行けない人もいるので情報提供を効果的にして欲しい。 ・必要な事業である。 ・広報活動をもっと充実すべきである。 <その他> ・存在理由、他組織との違いは分かった。しかし、その機能の位置付けについては労働基準監督署、労働組合との調整が必要かもしれない。電話相談のPRを強化すべき。アクセスをしやすくするべき。 ・相談件数を増やすには、行政だけではなくNPO等立ち上げから巻き込むことも必要。 【役割分担見直し】 <市町村が実施> ・相談窓口の分からない人が多い。費用対効果が悪すぎる。コールセンターを作るべき。相談場所が遠い場合がある。</p>						